

平成16年(行ウ)第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (1 6)

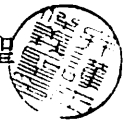
平成20年1月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義 聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川

浩



緑 川

仁



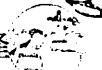
横 田

喜一郎



芝 沼

清 隆



富 田

佳 之



白 田

良 夫



菅 谷

昌 英



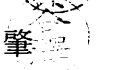
関 根

仁 彦



谷 沢

肇



佐 竹

義



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼 沼

秋 男



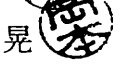
窪 木

達 也



岡 本

茂 晃



川 又

敬 之



第1 河川法及び水資源開発促進法による茨城県知事に対する意見聴取の内容

ハッ場ダム建設事業の関係法令における位置付け等については、被告ら準備書面(1)の2の(1)ないし(3)〈2～7頁〉において述べたところであり、また、ハッ場ダム建設事業費の関係都県等の負担割合等を定めた特定多目的ダム法4条に基づく「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の策定・変更する際の本法に定められた関係都道府県知事及びダム使用权設定予定者としての茨城県知事に対する意見照会とこれに対する意見については、被告ら準備書面(3)の第1の2の(1)〈7頁〉において詳述したところである。

本書面において、ハッ場ダム建設事業に関して、河川法及び水資源開発促進法に定められた関係都道府県知事に対する意見聴取に対し茨城県知事が提出した意見の内容について説明し、被告ら準備書面(1)及び同書面(3)を補充する。

1 河川法に基づく費用負担を求めることに対する茨城県知事の意見

治水に係る費用の負担については、被告ら準備書面(3)の第1の1〈3～5頁〉で述べたように、河川法63条1項及び2項では、国土交通大臣が行う河川の管理に要する費用の一部を受益都府県に負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県の知事の意見を聴かなければならないとされている。

(1) ハッ場ダムを含む利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合については、建設大臣(現国土交通大臣)から昭和56年1月22日付けの「利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。）」についての関係都県の負担割合について(照会)」により、河川法63条1項の規定に基づく茨城県の負担割合について同条2項の規定により意見を求められたのに対し、茨城県知事は、昭和56年2月23日付けで異議のない旨の回答を行っている(乙195号証の1及び2)。そして、建設大臣から、昭和56年3月2日付けで利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合について、茨城県知事に通知されている(乙33号証)。

(2) その後、国土交通大臣は、ハッ場ダムの目的に流水の正常な機能の維持が加

わったことによる負担を求めるため、平成15年12月8日付け「八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について（照会）」により意見を求めたのに対し、茨城県知事は、平成16年3月18日付けで異議がない旨の回答を行っている（乙196号証の1及び2）。そして、国土交通大臣から、平成16年9月28日付けで利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合について、茨城県知事に対して通知されている（乙34号証の2）。

(3) なお、河川法63条2項による受益都府県知事の意見については、被告ら準備書面（6）の5の（1）のイ（9・10頁）及び同書面（13）の1（3）において述べたとおり、国土交通大臣を拘束するものではないとされている（河川法研究会編著「逐条解説河川法解説」（乙155号証）327頁）。

また、被告ら準備書面（1）の2の（1）（2頁）下から2行目において、「改正前河川法9条1項及び2項」とあるのは「改正前河川法16条1項」と訂正する。

2 水資源開発促進法に基づく水資源開発促進計画の策定・変更に係る茨城県知事の意見

水資源開発促進法4条1項の水資源開発基本計画を策定しようとするときは、同項の規定により関係都道府県知事の意見及び国土審議会の意見を聴くこととされている。また、同基本計画を変更しようとするときも、同条5項において準用する同条1項の規定により関係都道府県知事の意見及び国土審議会の意見を聴くこととされている。

(1) 八ッ場ダム建設事業が実施される利根川水系については、昭和37年8月17日の閣議決定を経て、同水系に係る水資源開発基本計画が決定され（昭和37年8月20日総理府告示第30号。乙7号証）、その後23回の変更等（最終変更は平成14年12月10日）を経て、現行の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」となっている。

(2) 八ッ場ダム建設事業は、昭和51年4月の利根川水系及び荒川水系における

水資源開発基本計画に初めて位置付けられたものであるが、この際の国（当時は内閣総理大臣）からの茨城県知事に対する意見聴取についての照会文及び茨城県知事の回答の文書は、所定の保存年限を超えているため保有していないが、当時の関係者の話によると異議のない旨の回答を行っている。そして、国は、昭和51年2月2日の閣議決定を経て利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（昭和51年4月21日総理府告示第19号。乙8号証）を決定したものである。

- (3) また、昭和63年2月の変更では、ハッ場ダム建設事業の予定工期について「昭和42年度から昭和75年度まで」と追加されているが、この変更のための意見聴取が内閣総理大臣から昭和62年12月1日付けで求められ、茨城県知事は、昭和62年12月28日付けで要望を付して異議のない旨の回答を行っている（乙197号証の1及び2）。そして、国は、昭和63年2月2日の閣議決定を経て利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証）を決定したものである。
- (4) さらに、平成13年9月の変更では、ハッ場ダム建設事業の予定工期を昭和42年度から平成22年度までとする変更が行われているが、この変更のための意見聴取が平成13年6月7日付けで国土交通大臣から求められ、これに対し茨城県知事は、平成13年7月4日付けで異議がない旨の回答を行っている（乙198号証の1及び2）。そして、国土交通大臣は、平成13年9月14日の閣議決定を経て水資源開発基本計画（平成13年9月18日国土交通省告示第1458号。乙10号証）を改定したものである。

なお、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画は、平成14年12月10日に最終の一部変更が行われ、現行の基本計画になっているが、当該一部変更は、思川開発事業等の一部変更や群馬用水施設緊急改築事業を追加するもので、ハッ場ダム建設事業に関するものではない。

特定多目的ダム法4条に基づく八ッ場ダムの建設に関する基本計画は、関係都県知事及びダム使用权設定予定者の意見を聴いて昭和61年7月10日に作成されたことは、被告ら準備書面(1)の2の(3)〈5～7頁〉、同書面(3)の第1の2の(1)〈5～7頁〉に述べているが、同法15条に基づく茨城県のダム使用权の設定の申請について、以下のとおり補充する。

茨城県における八ッ場ダム建設事業への参画の利水上の必要性については、被告ら準備書面(1)の5の(2)〈12・13頁〉で述べたとおり、県南地域広域的水道整備計画及び県西地域広域的水道整備計画において不足する水源について霞ヶ浦を含めた利根川水系の水資源開発を積極的に促進すること及び「第二次茨城県民福祉基本計画」においても八ッ場ダム等の利根川水系上流における水資源開発を促進し、水資源の確保を図ることとしていたことから、昭和60年11月9日に特定多目的ダム法15条の規定に基づき、建設大臣(現国土交通大臣)に八ッ場ダムの使用权の設定を申請したもの(乙199号証)である。この申請を受け、建設大臣は、昭和60年11月の八ッ場ダムの建設に関する基本計画(案)に茨城県等をダム使用权設定予定者と位置付け、同法4条に基づき関係都県知事に及びダム使用权設定予定者の意見聴取とその同意を得て、昭和61年7月10日に作成したものである。

なお、現時点では将来も含めて、八ッ場ダム建設事業への参画が必要であることは、被告ら準備書面(14)第2の2〈7～13頁〉に述べたとおりである。

第3 水のマスタープランに係る補充

新プランの水需給の推計方法及び予測値については、被告ら準備書面(14)の第3の2の(2)〈18～24頁〉において説明をし、適正に推計していることを述べたところであるが、本書面においては、原告らの主張する需要量の予測値に対比する形で整理して、新プランの推計方法及び予測値について補充する。

1 水道用水について

原告らは、2020年度の水道用水について、余裕をみて、人口を290万人、一人当たりの家庭用水を240リットル/日とし、都市活動用水及び工場用水を加えて、利用率（1－ロス率）を95%とし、1日最大取水量を15.1立方メートル/秒となるとしている。

これに対し、被告ら準備書面（14）〈21頁〉において、新プランでは2020（平成32）年の水道用水の1日最大給水量の推計値について133万9078立方メートル（15.499立方メートル/秒）と見込んでいると説明しているが、この1日最大給水量から1日最大取水量を算出するには、浄水過程等での損失がほとんどない地下水を除き、取水から給水に至るまでの損失（ロス率）を考慮して算出する。すなわち、1日最大給水量のうち表流水のロス率を7.5%とし、表流水の水量（112万9416立方メートル/日）を「1－0.075」で除して表流水の1日最大取水量（122万990立方メートル）を算出し、これに地下水に係る水量20万9662立方メートル/日を加え、1日最大取水量を143万652立方メートル/日（16.559立方メートル/秒）としたものである。なお、「水のマスタープラン」の最終の推計年は、平成32（2020）年であり、年度ではない。

2 工業用水について

原告らは、2005年の使用水量が90万立方メートル/日を下回っていることから、十分に余裕をみて、2020（平成32）年度の使用水量を100万立方メートル/日とし、これに換算係数1.24を乗じ、1日最大取水量を124万立方メートル/日（14.35立方メートル/秒）としている。

これに対し、被告ら準備書面（14）〈23頁〉において、新プランでは1日最大取水量を148万2050立方メートル（17.154立方メートル/秒）と推計していると述べているが、これは、1日平均淡水補給水量を128万7459立方メートルと算出し、これに地下水等を除き、ロス率7.0%、

負荷率86.3%と設定し、推計したものある。

なお、被告ら準備書面(14)23頁19行目で、1日最大取水量の旧プランの推計値を括弧書きし、新プランの推計値と比較しているが、ここに記載した旧プランの推計値には新規のプロジェクトに係る需要量が含まれていないため、当該需要量を含めた推計値である185万6304立方メートル/日が新プランの1日最大取水量148万2050立方メートル/日に対応する数値であるので補充する。

3 水需給バランスについて

新プランにおける水道用水及び工業用水の需要量の基本的な推計方法と推計結果については、被告ら準備書面(14)第3の2(2)(18~23頁)並びに上記1及び2で説明したが、ここで、水道用水及び工業用水の供給可能量についての推計方法及び推計結果について述べる。

水道用水の平成32年の県全体の供給可能量は、霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダムなどの完成で増加する一方、利根水系の地下水源からの供給量が経年的に減少することにより、160万9372立方メートル/日(18.627立方メートル/秒)と見込んでいる(乙181号証9, 17頁)。

また、工業用水の平成32年の県全体の供給可能量は、霞ヶ浦導水事業の完成などで増加する一方、利根水系の地下水源からの供給量が経年的に減少すること等により、176万6966立方メートル/日(20.451立方メートル/秒)と見込んでいる(乙181号証10, 17頁)。

以上のことから、平成32年の水需給バランスについては、水道用水では、供給量18.627立方メートル/秒に対し、需要量は16.559立方メートル/秒で、2.068立方メートル/秒供給量が上回り、工業用水では、供給量20.451立方メートル/秒に対し、需要量は17.154立方メートル/秒で、3.297立方メートル/秒供給量が上回ると見込んでいる(乙181号証34頁)。

この結果、水道用水と工業用水とを合わせて都市用水でみると、供給量39.078立方メートル/秒に対し、需要量は33.713立方メートル/秒で、5.365立方メートル/秒供給量が上回ると見込んでいる（乙181号証34頁）。そして、この水量については、被告ら準備書面（14）〈25頁〉で述べたとおり、県全体の施策として、このうち約2.5立方メートルについては環境用水として活用し、さらに約2.8立方メートル/秒については、将来の予測しえない新たな政策課題に対応するための水量及び長期的な気候変動等に対応した危機管理水量として活用するという方向性を示している。

以 上